

平成 29 年 4 月 25 日
(2017 年)

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者等
の指定の取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者等の指定を取り消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 事業者名 | 株式会社ウェルフェアプランニング |
| (2) 代表者 | 代表取締役 松原 宏 |
| (3) 所在地 | 大阪市中央区島之内一丁目 4 番 8 号
ボーベル長堀 801 号 |

2 対象事業所

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 事業所名 | アウル介護ステーション |
| (2) 所在地 | 吹田市泉町一丁目 4 番 3 号メゾンドオクノ 105 号 |
| (3) サービスの種類
及び指定年月日 | 訪問介護（平成 28 年 4 月 1 日指定）
介護予防訪問介護（平成 28 年 4 月 1 日指定） |
| (4) 事業所番号 | 2771606080 |

3 指定取消し年月日

平成 29 年（2017 年）5 月 31 日

4 指定取消し理由

- (1) 不正の手段による指定（法第 77 条第 1 項第 9 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 8 号に該当）

訪問介護及び介護予防訪問介護の指定申請において、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により指定を受けた。

- (2) 虚偽の報告（法第 77 条第 1 項第 7 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 6 号に該当）

法第 76 条及び第 115 条の 7 の規定に基づき実施した監査において、平成 28 年 11 月 30 日まで管理者兼サービス提供責任者であった者が、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に出勤しているかのように、虚偽の出勤簿を作成し、これを提示した。また、従業者に支払われた給与

の総額とは異なる金額が記載された、給与台帳（給与支給・控除一覧表）を提示した。

5 経済上の措置

利用者がいなかったため、サービスの利用ができなくなる者がいるなどの影響はありません。また、サービス提供に実態がなく、事業者が市に対して介護給付費の請求は行われていなかったため、行政処分に伴う事業者への介護給付費の返還請求はありません。

（お問合せ先）

吹田市福祉部福祉指導監査室

介護事業者担当

電話番号：06-6155-8748（直通）